jid 日本賃貸保証株式会社

【JIDトリオZ】

申込書(個人用)

賃貸保証委託申込書(個人用)

お客様がお申込された会社名	日本賃貸保証株式会社 千葉県木更津市羽鳥野6丁目21番地4

私(お申込者)は、別に定める「個人情報の取得・利用・提供等に関する条項」及び「契約条項(お申込みの内容)」に同意の上、申込みをします。

サイン または 印

審査確認専用ダイヤル 0120-182-561
※SMS(ショートメッセージサービス)により、お申込者様へご連絡依頼のお知らせをお送りする場合がございます。

FAXを送る際は記入漏れがないかご確認の上、03-5620-2910(審査部門)までFAXください。

代理店様は青枠内の項目をご記載ください。

申込内容等

物件用途	住居用	その他の場合	
フリガナ		号室	〒
物件名称		所在地	
① 家賃 円	② 管理費 共益費 円	③ 駐車場 円	④ その他 円
敷金または保証金 円	敷引または償却 円	毎月支払総額(①+②+③+④) 円	
利用保証商品	JIDトリオZ	←利用保証商品を選択	その他の場合
保証委託契約年数 2 年	初回保証料率	毎月支払総額の 50 %	初回保証料金額 円
集送金手数料(税込) 330 円	更新保証料率	毎月支払総額の 30 %	更新保証料金額 円

【申込者様記入欄】

申込者

フリガナ			自宅電話
お名前		契約書にご捺印ください	携帯電話
ご住所	〒	生年月日	西暦 年 月 日(歳)
		性別	国籍
お勤め先(学校) 名称		電話番号	
所在地	〒	社員数	人
		勤続年数	年 ヶ月
		月収(手取)	万円
転居理由		職業	その他の場合
		居住年数 年 ヶ月	お住い

入居者

フリガナ		携帯電話	
お名前		生年月日	西暦 年 月 日(歳)
		性別	続柄
フリガナ		携帯電話	
お名前		生年月日	西暦 年 月 日(歳)
		性別	続柄

※緊急連絡先は原則、別世帯にお住いのお身内の方でお願いします。

緊急連絡先

種別		申込者との関係	
フリガナ		自宅電話	
お名前		携帯電話	
ご住所	〒	生年月日	西暦 年 月 日(歳)
		性別	国籍

代理店

代理店コード	13A — G100556	電話番号	042-511-7230	担当者氏名
代理店名	イノコー 株式会社	FAX番号	042-511-5257	
		携帯電話		

※代理店情報(代理店コード、代理店名等)を必ずご記載ください。

2021.07

賃貸保証委託約款及び保証約款

[illegible]

【別表:保証債務等の極度額】

原契約等記載の月額賃料等相当額	保証債務等の極度額
5万円未満	150万円
5万円以上10万円未満	250万円
10万円以上15万円未満	400万円
15万円以上20万円未満	500万円
20万円以上25万円未満	600万円
25万円以上30万円未満	750万円
30万円以上35万円未満	850万円
35万円以上40万円未満	1,000万円
40万円以上45万円未満	1,100万円
45万円以上50万円未満	1,200万円
50万円以上60万円未満	1,450万円
60万円以上70万円未満	1,700万円
70万円以上80万円未満	1,950万円
80万円以上90万円未満	2,200万円
90万円以上100万円未満	2,400万円
100万円以上110万円未満	2,650万円
110万円以上120万円未満	2,900万円
120万円以上130万円未満	3,150万円
130万円以上140万円未満	3,400万円
140万円以上150万円未満	3,600万円
150万円以上160万円未満	3,850万円
160万円以上170万円未満	4,100万円
170万円以上180万円未満	4,350万円
180万円以上190万円未満	4,600万円
190万円以上200万円未満	4,800万円
200万円以上	※別途保証極度額を通知します。

※用途が駐車場、トランクルーム及びコンテナの場合、原契約等記載の月額賃料等相当額にかかわらず、保証債務等の極度額は一律100万円とします。

賃料等の口座振替による集金・送金規定

賃借人は、JIDが提供する本件委託契約及び保証契約に関して、賃借人が賃貸人へ行う賃料等及びJIDに対する保証料(更新保証料及び月額保証料を含む。以下、同様とします。)の支払方法として口座振替による集金及び送金に関する以下の規定に同意します。なお、用語の定義は、賃貸保証委託約款及び保証約款の規定に従うものとします。

第1条(集金・送金)

[illegible]

JID保証金支払委託契約

[illegible]

賃貸保証委託契約・JID保証金支払委託契約 付則

[illegible]

3.みずほ信託銀行が行う送金業務及び前項に定める送金・保証金支払(以下、「送金業務等」という)は、JIDにおいて支払の停止又は破産手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これに類似する法的整理開始の申立て及びやむを得ない事由により送金業務等が著しく困難又は不可能となった場合、停止・終了する場合があります。なお、賃貸人に対する送金業務等の履行責任は、JIDが負い、みずほ信託銀行は、送金業務等の停止・終了に起因して賃貸人に生じた損害につき一切責任を負わないものとします。

4.前項に基づきみずほ信託銀行が送金業務等を停止・終了した場合、JIDは、別に定める「賃料等の口座振替による集金、送金規定」に基づき送金業務を行います。

5.賃料等の送金に関するお問合せはJID集送金専用ダイヤル(03-6747-3978)にご連絡ください。

6.本付則は、賃貸保証商品「トリオZ」、「トリオZ分割型」、「トリオTrust」、「トリオTrust分割型」、「トリオTrust分割型アイプラス」をご利用の場合に適用されます。

2021.07

賃貸保証委託契約についてのお問合せ・ご相談は…
社名:日本賃貸保証株式会社
住所:〒292-0819 千葉県木更津市羽鳥野6丁目21番地4
電話番号:03-4232-8080
営業時間:平日9:00~18:00